

市町村における事業評価のためのチェックリストの実施状況調査

がん検診を効果的に行うには、適切な精度管理の下で実施することが重要である。

県は、各市町村におけるがん検診の実施状況やプロセス指標の数値を生活習慣病検診管理指導協議会において定期的に把握、検証することにより、市町村のがん検診事業の体制や精度管理について適切な助言や指導を行うことが求められている。

については、当協議会において国立がん研究センターが作成した「事業評価のためのチェックリスト(参考資料2)」の実施状況に係る評価基準を設定し、一定の評価基準に満たない市町村に対して改善指導を実施する。

1 調査対象

各市町村のがん対策担当主管課

2 調査方法

国立がん研究センターが実施する「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」を活用

3 評価基準(案)

評価区分		胃がん		子宮頸がん	肺がん	乳がん	大腸がん
		X線検査	内視鏡				
チェックリストの項目数※ ¹		53	51	56	56	56	53
A	チェックリストを全て満たしている(10割)	53	51	56	56	56	53
B	チェックリストを一部満たしていない(8割以上10割未満)	43~52	41~50	45~55	45~55	45~55	43~52
C	チェックリストを相当程度満たしていない(6割以上8割未満)	32~42	31~40	34~44	34~44	34~44	32~42
D	チェックリストを大きく逸脱している(4割以上6割未満)	22~31	21~30	23~33	23~33	23~33	22~31
E	チェックリストを極めて大きく逸脱している(4割未満)	21以下	20以下	22以下	22以下	22以下	21以下
Z	調査に対して回答なし	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答

※ チェックリストの項目数は、国立研究開発法人国立がん研究センターが実施した「令和2年度「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」に基づくものとする。

4 改善指導

評価区分がC以下の市町村に対し、評価区分がB以上となるよう埼玉県及び埼玉県生活習慣病検診管理指導協議会会長の連名で文書を発出することにより当該市町村の状況を確認し、改善指導を行う。(資料4-1～4-3を参照)

また、必要に応じ当該市町村を訪問し、直接助言指導を行う。